

県央保健所長告示第10号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成20年11月21日

県央保健所長 鈴木俊彦

介護予防訪問看護

介護保険事業所 番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0370103608	訪問看護ステーションせいわ	盛岡市手代森9地割70番地1	社団医療法人智徳会	平成20年11月1日